

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
4月1日
(水曜日)

目 次

○訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）



山口県訓令第一号

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

行 中 一 般
各 出 先 機 関
会 計 管 理 局
山 口 県 教 育 庁
各 教 育 機 関
山 口 県 警 察 本 部
各 警 察 署
山 口 県 議 会 事 務 局
山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局
山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局
山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。
別表第三の1の表学事文書課の部8の項の(10)中「第3条」を「第4条」に改め、同部11の項の(24)中「(23)」を「(24)」に改め、同項中(24)を(25)とし、(4)から(23)までを(5)から(24)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 役員等の損害賠償責任の免除の承認
(法第79条の2第2項、第4項)

別表第三の2の表広報広聴課の部1の項の(3)中「誓願」を「請願」に改め、同表中山間地域づくり推進課の部4の項の(2)中「第6条第1項」を「第6条第4項」に改め、同項の(3)中「第7条第1項」を「第7条第1項、第4項」に改め、同部8の項の(1)中「第6項」を「第7項」に改め、同項の(2)中「第4項」を「第8条の3第1項」に改め、同部9の項中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同項の(1)及び(2)中「農村地域工業等導入基本計画」を「基本計画」に改め、同項の(3)を次のように改める。

(3) 実施計画の策定又は変更の同意（法第5条第6項）

別表第三の2の表中山間地域づくり推進課の部9の項の(4)を削り、同項の(5)中「(4)」を「(3)」に改め、同項の(5)を同項の(4)とし、別表第三の4の表廃棄物・リサイクル対策課の部6の項の(3)中「及び(2)」を「から(3)まで」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 協議会の組織（法第54条第1項）

別表第三の5の表医療保険課の部13の項の(20)中「(19)」を「(20)」に改め、同項中(20)を(21)とし、(4)から(19)までを(5)から(20)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 役員等の損害賠償責任の免除の承認
(法第79条の2第2項、第4項)

別表第三の5の表(1)も政策課の部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から9の項までを一項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

9 旧優生保護法
に基づき優生手
(1) 請求書の送付（法第5条第2項）を

者を受けた者
に對する一時金
の支給等に関す
る法律（平成31
年法律第4号。以
下「法」とい
う。）の施行に
關する事務

別表第三の6の表新産業振興課の部3の項の(20)を「(2)」に改め、同項中(2)を(2)とし、(4)から(8)までを(5)から(9)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 役員等の損害賠償責任の免除の承認 (法第99条の2第2項、第4項)	○							
------------------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

民衆線三の6の表建設指導課の部1の項の(2)中「基礎施設計画」や「事業継続力強化支援計画」及び「第7条第1項」や「第5条第1項」並びに「第8条第2項」や「第6条第2項」並びに「事業継続力強化支援計画」及び「第8条第2項」並びに「第14条第1項」並びに「第9条第1項」や「第15条第1項」並びに「別表第三の6の表まちづくり推進課の部14の項の(1)から(9)まで」並びに「(2)」の次に次のように加える。

(1) 地方卸売市場の認定 (法第3条第1項)		○						
(2) 変更の認定 (法第4条において準用する法第6条第7項)		○						
(3) 措置命令 (法第14条において準用する法第10条)		○						
(4) 認定の取消し (法第14条において準用する法第7条第7項)		○						
(5) 報告等の監収及び立入検査 (法第14条において準用する法第2条第2項)		○						

別表第三の8の表まちづくり推進課の部14の項の(6)から(9)まで並びに、同項の(10)を「(5)」に改め、同項の(1)を同項の(6)とし、同部中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、同表農村整備課の部1の項の(4)中「第29条の3第1項」や「第29条の4第1項」に改め、同項の(5)中「土地改良事業計画」や「土地改良事業計画等」及び「第2項」や「第2項、法第87条の3第1項、法第87条の4第1項、法第87条の5第1項」並びに「同項の(5)中「第87条の3第1項」や「第88条第1項」及び「第87条の3第6項」や「第88条第6項」並びに「同項の(5)中

「第87条の3第7項」や「第88条第7項」に改め、同部中次のように加える。

10 棚田地域振興法（令和元年法律第42号。以下この項において「法」という。）の施行に關する事務	(1) 都道府県棚田地域振興計画の策定 (法第6条第7項)	○						
	(2) 指定棚田地域の指定の申請（法第7条第7項）		○					
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に關すること。					○		

別表第三の6の表建設指導課の部1の項の(2)中「建ぺい率」や「建蔽率」に改め、同項の(3)中「建ぺい率」や「建蔽率」及び「第5項第3号」や「第5項、第6項第3号」並びに「同項の(3)中「第67条の3第3項第2号」や「第67条第3項第2号」並びに「同項の(3)及び(4)の(2)」の次に次のように加える。

(5) 非常災害区域等の指定 (法第85条第1項)	○							
---------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の6の表建設指導課の部1の項の(2)中「仮設建築物」や「仮設興行場等の建築」に改め、同項の(3)中「(59)」や「(62)」に改め、同項中(5)や(6)及び(7)並びに(8)の次に次のように加える。

(5) 建築物の用途を変更して興行場等として使用する（法第87条の3第3項）	本庁において取り扱う建築物に係るもの		○					
	出先機関において取り扱う建築物に係るもの			○				土木事務所
(6) 建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可（法第87条の3第6項）			○					

別表第三の6の表建設指導課の部1の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可（法第85条第6項）	○							
----------------------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の6の表建設指導課の部6の項の(3)中「第17条第3項」や「第17条第1項、第22条の2第1項」に改め、

此 照
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。